

## 生産振興に係る事業

### 水田活用の直接支払交付金

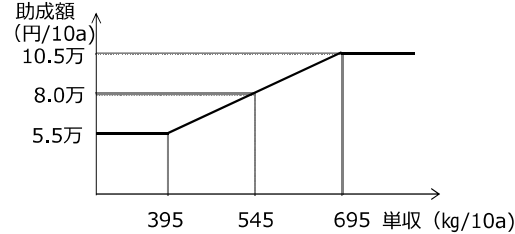
#### 1 戦略作物助成

水田のフル活用を推進し、食料自給率の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆等の作付を支援する。

対象者：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農  
(単価は10a当たり)

対象作物	対象作期	交付単価
麦、大豆、飼料作物(※) 【見直し】	基幹作	35,000円
WCS用稲	基幹作	80,000円
加工用米	基幹作	20,000円
飼料用米、米粉用米	基幹作	収量に応じ、 55,000円～105,000円

- ※多年生牧草で収穫のみを行う場合は、10,000円/10a
- ＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞
- ・数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認が条件
- ・宇都宮市の非主食用米の基準単収：545kg/10a※
- ・数量払の単価(傾き)約167円/kg



※ 非主食用米の基準単収は主食用米(541kg/10a)とは別に定められている。

#### 3 水田リノベーション事業

水田リノベーション産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援

(単価は10a当たり)

対象作物	対象作期	交付単価
新市場開拓用米、麦、大豆、高収益作物(野菜等)、子実用とうもろこし【新規】	基幹作	40,000円
加工用米【見直し】	基幹作	30,000円

- ※1 農業者等が実需者と販売契約を締結することが必要
- ※2 麦・大豆及び高収益作物については、加工用等の用途指定がある。
- ※3 水田リノベーション事業の支援対象となった面積は、令和4年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米、麦、大豆、飼料作物(子実用とうもろこし))及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分(新市場開拓用米)の対象面積から除外

#### 2 産地交付金

国から配分される資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会ごとに「水田収益力強化ビジョン」において支援内容(対象作物、交付単価等)を設定

##### (1) 県・市設定

(単価は10a当たり)

区分	対象作物	対象作期	対象者	交付単価(※1)
県	露地野菜(※2)	新規分	担い手(※3)	32,000円
		既存分	担い手(※3)	9,600円
	飼料用米・米粉用米	基幹作	—	1,000円
市	新市場開拓用米【拡充】	基幹作	—	5,000円
	飼料用米等生産性向上【見直し】	基幹作	—	2,600円
	麦・大豆の生産性向上【見直し】	基幹作・二毛作	担い手(※3)	1,800円
	麦・大豆の生産性向上(組織加算)【見直し】	基幹作・二毛作	担い手(※3)の法人又は集落営農	700円
	麦・大豆・飼料作物の団地化【見直し】	基幹作・二毛作	—	12,000円
	二毛作助成(麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・飼料用米・加工用米・そば・なたね)【見直し】	二毛作	—	9,600円
	耕畜連携助成(わら利用、資源循環)【見直し】	基幹作・二毛作(わら利用は、基幹作)	—	4,200円

- ※1 交付単価は、配分額に基づき調整します。
- ※2 「露地野菜」  
加工用トマト、なす、ねぎ、たまねぎ、レタス、さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、はくさい、だいこん、スイートコーン、うど、えだまめ、キャベツ、ブロッコリー、にんじん、かんしょ、ズッキーニの18種
- ※3 担い手：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

#### 4 水田農業高収益化推進助成

「水田農業高収益化推進計画(都道府県)」に位置付けられた産地における取組を支援

(単価は10a当たり)

取組内容	交付単価	備考
①高収益作物の新たな導入	20,000円×5年間	・加工・業務用野菜の場合：30,000円 ・②とセット
②高収益作物による畑地化(※)	175,000円	・令和5年度までの時限単価
③その他作物の畑地化(※)【見直し】	105,000円	
④子実用とうもろこしの作付け	10,000円	

- ※ 高収益作物等による畑地化
- ・令和3年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援(①高収益作物の新たな導入)の交付対象作物が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を7月1日付けで交付対象水田から除外する取組に対して、交付を行うもの
- ・おおむね団地化された畑地が形成されること。
- ・令和4年度以降、5年間は「販売を目的とした作物」を作付すること。

##### (2) 各取組に対する追加配分

(単価は10a当たり)

対象	取組内容	対象作期	対象者	交付単価
飼料用米・米粉用米【見直し】	複数年契約(3年以上)(※1)	基幹作	複数年契約締結者	6,000円
そば・なたね	作付の取組	基幹作	—	20,000円
地力増進作物【新規】	有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくり	基幹作	—	20,000円
新市場開拓用米(※2)	国内外の新市場開拓	基幹作	—	20,000円
	複数年契約(3年以上)(※3)【新規】	基幹作	複数年契約締結者	10,000円

- ※1 複数年契約加算は、継続分(令和2年～、令和3年～)が対象
- ※2 輸出用として契約栽培する米穀など
- ※3 令和4年度からの新規契約(3年以上)が対象

#### 5 都道府県連携助成【令和4年2月4日現在 未定】

県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、県の支援単価と同額(上限：5,000円/10a)で国が追加的に支援

#### 【水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地】

- 水田機能を喪失した農地
  - ・所要の用水を供給しうる設備を有していない。
  - ・土地改良区内において賦課金が支払われていない。
- 作物作付が3年連続して行われておらず、翌年度も作付けされない水田

※令和4年度以降、5年間、水稻の作付けがない水田は、令和9年度から交付対象外水田となる。【見直し】

### 経営所得安定対策

#### 1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

麦、大豆、そば等を生産する農業者に対し、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する。

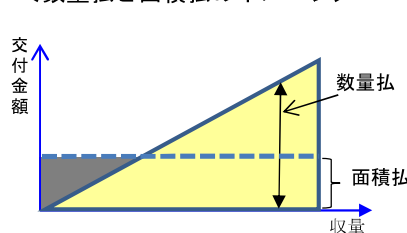
対象者 認定農業者・集落営農・認定新規就農者

##### (1) 数量払(品質区分に応じて増減)

対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg
二条大麦	6,780円/50kg
六条大麦	5,660円/50kg
大豆	9,930円/60kg
そば	13,170円/45kg
なたね	8,000円/60kg

※ 小麦の平均交付金額は、パン・中華めん用品種(+2,300円/60kg)を含む単価

＜数量払と面積払のイメージ＞



##### (2) 面積払(当年産の作付面積に応じて交付)

20,000円/10a  
(そばについては、13,000円/10a)

※ 「面積払」(先払)で支払われた金額は、数量払の支払時に差し引かれる。

#### 2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラン)

対象作物を生産する農業者に対し、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する。

対象者 認定農業者・集落営農・認定新規就農者

※ 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填する。(補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担)

※ 収入保険との重複加入はできない。

※ 令和4年産から、「出荷・販売契約数量報告書」の提出が新たに必要となりますので、対象者に別途お知らせする予定です。

対象作物  
主食用米、備蓄米、醸造用玄米、  
麦、大豆、てん菜、  
でん粉原料用ばれいしょ